（上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十五条の五　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十二号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一・二　略］

二の二　法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項　主要株主の異動が見込まれる株式交付以外の株式交付

三　法第百六十六条第二項第十二号へに掲げる事項　吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあって、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併

［四～八　略］

2　［略］

（規制対象となる社債券に係る売買等）

第五十八条　法第百六十六条第六項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号カ若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号チ若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二十八条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記） **第十六条**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号から第四号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。 （純資産の分類） **第四十八条**　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。 （株式引受権の表示） **第五十条の二**　財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。 **様式第二号** **【四半期貸借対照表】** （単位：　円） 前事業年度　当第　四半期会計期間 （　年　月　日）（　年　月　日） ［略］	（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記） **第十六条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。 （純資産の分類） **第四十八条**　純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。 ［条を加える。］ **様式第二号** **【四半期貸借対照表】** （単位：　円） 前事業年度　当第　四半期会計期間 （　年　月　日）（　年　月　日） ［同左］

（上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十五条の五　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項　吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあって、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併

［四～八　同上］

2　［同上］

（規制対象となる社債券に係る売買等）

第五十八条　法第百六十六条第六項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号ワ若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号チ若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。